

旭川医科大学工事等契約関連細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年5月8日学長裁定)

旭川医科大学工事等契約関連細則の一部を改正する細則

旭川医科大学工事等契約関連細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和5年5月8日から施行し、改正後の旭川医科大学工事等契約関連細則は、令和5年4月1日から適用する。</u> 別記 競争加入者心得 (略) 第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。 <u>4 競争加入者は、旭川医科大学公正入札調査委員会が実施する公正</u>	(略) 別記 競争加入者心得 (略) 第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。（新設）

（入札辞退）

第16 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を契約責任者に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。

なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ提出することができる。

（略）

（入札書の提出）

第25 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び工事名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

（略）

第37 第35及び第36の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札をした者に入札結果を通知する。

（略）

（同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、

（入札辞退）

第16 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を契約責任者に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。

なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を別添1の入力画面上において作成のうえ提出することができる。

（略）

（入札書の提出）

第25 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び工事名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を別添2の入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

（略）

第37 第35及び第36の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

（略）

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、

直ちに、電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。ただし、電子入札システムによらない入札をした者がいるときは、紙くじを用いて落札者を決定することがある。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(略)

【改正理由】

令和5年3月15日4文科施第565号「『競争加入者心得について』の一部改正について（通知）」に基づき、所要の改正を行うもの。

直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(略)